

令和2年4月臨時会

予算決算委員会(文教厚生分科会)

会 議 録

令和2年4月30日

長 崎 県 議 会

目 次

(4月30日〔緊急経済対策補正審査〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
分科会	
福祉保健部次長予算議案説明	2
こども政策局長予算議案説明	4
医療政策課長補足説明	5
長寿社会課長補足説明	6
障害福祉課長補足説明	7
こども家庭課長補足説明	9
予算議案に対する質疑	10
予算議案に対する討論	28
総務部長予算議案説明	28
教育長予算議案説明	29
予算議案に対する質疑	30
予算議案に対する討論	37

(配布資料)

- ・分科会関係議案説明資料

4 月 30 日（緊急經濟対策補正）

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年4月30日

自 午前11時 1分
至 午後 3時22分
於 委員会室 2

こども政策局長 園田 俊輔 君
こども未来課長 徳永 憲達 君
こども家庭課長 今富 洋祐 君

総務部長 大田 圭 君
学事振興課長 門池 好晃 君

2、出席委員の氏名

分科会長 深堀ひろし 君
副会長 石本 政弘 君
委員 中山 功 君
" 外間 雅広 君
" 堀江ひとみ 君
" 中村 和弥 君
" 松本 洋介 君
" 川崎 祥司 君
" 大場 博文 君
" 下条 博文 君
" 赤木 幸仁 君

教育長 池松 誠二 君
教育次長 林田 和喜 君
総務課長 桑宮 直彦 君
教育環境整備課長 日高 真吾 君
義務教育課長 加藤 盛彦 君
高校教育課長 狩野 博臣 君
特別支援教育課長 宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長 安永 光利 君
体育保健課長 松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監 岩橋 英夫 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部次長 安永 留隆 君
福祉保健課長 中尾美恵子 君
医療政策課長 伊藤 幸繁 君
医療人材対策室長 加藤 一征 君
国保・健康増進課長 永峯 裕一 君
長寿社会課長 尾崎 正英 君
障害福祉課長 中村 浩二 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第95号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）

（関係分）

報告第1号

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）

（関係分）

報告第2号

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）

（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午前11時 1分 開会

【深堀分科会長】皆さん、おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

なお、福祉保健部長から新型コロナウイルス感染症対応のため、欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中村委員、下条委員の2人をお願いいたします。

本日、本分科会として審査いたします案件は、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分ほか2件であります。

次に、審査方法について、お諮りいたします。

臨時会は、地方自治法第102条第3項、第4項及び第5項に規定されており、原則としてあらかじめ告示された付議事件に限り招集することとされております。

よって、分科会の質疑についても、付託を受けた議案の関係部分についてのみ、行うこととしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の分科会における理事者の出席範囲についてですが、付託議案に直接関係するものに限定することとし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

審査は、分科会審査のみとし、部局長の議案説明に続き、議案に対する質疑を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【安永福祉保健部次長】おはようございます。

福祉保健部次長の安永でございます。よろしくをお願いいたします。

審議に入ります前に、4月の人事異動に伴う福祉保健部の新任幹部職員をご紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

【安永福祉保健部次長】以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【園田こども政策局長】令和2年度の人事異動によりまして新たに就任したこども政策局の幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

【園田こども政策局長】以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【深堀分科会長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

福祉保健部次長より、予算及び予算にかかる報告議案の説明を求めます。

【安永福祉保健部次長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）』」のうち関係部分、報告第2号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）』」のうち関係部分の3

件でございます。

はじめに、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で19億8,218万6,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で33億3,838万8,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、1ページから2ページに記載のとおりでございます。

2ページの中段をご覧ください。

補正予算の主な内容につきましては、「検査体制の強化について」

今後見込まれる検査件数の増加に対応するため、帰国者・接触者外来等におけるLAMP法検査機器等の導入や、ドライブスルー方式等の地域外来・検査センターの県内8圏域への設置に要する経費として、1億2,932万5,000円の増などを計上いたしております。

「医療提供体制の充実について」

新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大を見据えた患者の受入体制の強化や感染症相談体制の充実に向け、入院が必要な患者の受入体制を強化するため、医療機関が行う病床の確保や、患者受入に必要な施設及び設備整備等に要する経費として、10億278万5,000円の増などを計上いたしております。

このほか、主な内容といたしまして、3ページ記載の一、「介護施設等における感染症感染拡大防止対策」、一、「障害福祉サービス利用者への支援」についてであり、その内容につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、4ページをお開きください。

次に、報告議案についてご説明をいたします。これは新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年3月27日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分につきまして、その概要をご説明いたします。

まず、報告第1号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で2億1,779万5,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で2億1,871万5,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、4ページに記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容につきましては、4ページから5ページにかけて記載をしております。

「生活福祉資金貸付金について」

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休業等により生活に困窮されている方に対して、緊急小口資金等の特例貸付に要する経費として、1億1,100万円の増を計上したものであります。

「放課後等デイサービスの増加経費への支援について」

特別支援学校等の休業により放課後等デイサービス利用の増加等に伴う利用者負担及び市町負担分への補助に要する経費として、9,000万円の増を計上したものでございます。

このほか、繰越明許費につきましては、記載のとおりでございます。

次に、報告第2号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は1億8,959万1,000円の増、歳出予

算は4億593万8,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、5ページに記載のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容につきましては、「感染症入院医療機関における設備等整備について」

新型コロナウイルス感染症患者の受入に対応する医療機関が感染症対策のために整備する医療設備に対して助成する経費として、2億8,756万円の増。

「離島地区からの重症患者搬送体制の充実について」

新型コロナウイルス感染症患者の離島地域からの搬送に必要な医療機器の購入等に要する経費として、1,828万8,000円の増を計上したものでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、こども政策局長より、予算及び予算にかかる報告議案の説明を求めます。

【園田こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）』」のうち関係部分、報告第2号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県一般

会計補正予算（第1号）』」のうち関係部分であります。

はじめに、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、こども政策局合計で3,102万9,000円の増、歳出予算は、こども政策局合計で3,157万9,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、保育士人材確保等事業について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、毎年7月開催の保育士就職面談会を開催できない可能性があるため、保育士・保育所支援センターの求人サイト「保いっぷ」の保育所紹介ページ作成に要する経費として110万円、児童福祉関係社会福祉施設整備事業について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、児童養護施設等の個室化にかかる改修費等の補助に要する経費として1,480万円、児童措置費について、児童養護施設等における入所者用マスク・消毒液の購入及び配布、並びに感染が疑われる入所者が発生した場合の施設内消毒費の補助に要する経費として1,567万9,000円の増をそれぞれ計上いたしております。

次に、報告議案についてご説明いたします。

これは、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規

定に基づき、令和2年3月27日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

まず、報告第1号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分につきましては、3ページに記載しておりますが、歳入予算、歳出予算ともに、こども政策局合計で115万9,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、児童措置費について。

児童養護施設等における入所者用マスク・消毒液の購入及び配布に要する経費として115万9,000円の増を計上したものであります。

また、繰越明許について。

児童養護施設等へのマスク・消毒液等の提供について、マスクの需給が逼迫し、年度内の調達見込みが立たないことから、児童措置費104万4,000円について、繰越明許費を設定したものであります。

次に、報告第2号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分につきましては、歳入予算、歳出予算ともに、こども政策局合計で4,831万4,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、4ページに記載しておりますが、幼稚園私立学校助成費について。

幼稚園におけるマスク・消毒液等購入費の補助に要する経費として、4,831万4,000円の増を計上したものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明

を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、医療政策課長より、補足説明を求めます。

【伊藤医療政策課長】第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、医療政策課分につきましては、お配りしております補足説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に係る国の補助金等を活用し、新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実及び相談体制の整備、感染拡大の防止、感染者の増加に備えた医療提供体制の整備について早期に対応するために必要となる予算を計上させていただいております。

まず、検査体制の充実についてでございます。

1の地域外来・検査センターの設置ですが、これは現在、帰国者・接触者外来等を受診していただき、そこで検体を採取し、県の環境保健研究センター等で検査を行っておりますが、このドライブスルー方式等による地域外来・検査センターを設置することで、効率的に検査を受けることができる体制を整備しようとするものでございます。

2の（1）LAMP法検査機器の導入ですが、これはPCR検査が5時間から6時間を要するのに対しまして、約40分で検査が可能なLAMP法検査機器を導入し、地域外来・検査センターや帰国者・接触者外来に設置することで、県内の検査体制の充実を図るものでございます。

2の（2）県環境保健研究センター等における検査試薬等の購入ですが、これは県の環境保健研究センターで行っておりますPCR検査の前

処理に必要となる核酸精製装置や検査試薬等を購入するものでございます。

このほか、PCR検査等の保険適用に伴う本人負担相当額の公費負担を行うための経費も計上いたしております。

次に、相談体制の整備・感染拡大の防止についてでございます。

1の帰国者・接触者相談センターの業務委託は、現在、各保健所に設置しております帰国者・接触者相談センターの業務を郡市医師会などに外部委託するもので、県内8つの県立保健所のうち、本土の4保健所の相談センターの業務の一部を委託しようとするものでございます。

2の感染拡大防止等に必要な医療関係物資の確保は、医療用マスクや防護服、ガウンなどの感染防護資材や保健所が感染者を搬送するための救急車を購入するものでございます。

次に、医療提供体制の充実についてでございます。

1の緊急時に対応した地域医療体制整備事業費は、感染症指定医療機関や入院患者を受け入れる医療機関が受入れに必要な施設・設備の整備、入院患者のほかの病院への転院、感染防止のための院内教育等に必要な経費等を支援するとともに、病床を確保するための空床補填を行うものでございます。

2の軽症者等向け宿泊療養施設の確保は、感染症患者が増加した場合、感染症指定医療機関等の病床は重症者や中等症の患者の入院治療に優先して対応する必要があることから、医師が入院療養の必要がないと判断した軽症者や無症状の方が療養するための宿泊施設を確保するものでございます。

3の入院医療機関への医療スタッフの派遣は、重症者や中等症の患者の入院治療を担う医療機

関を支援するため、そのほかの医療機関が医師や看護師を派遣する場合の経費を支援するものでございます。

このほか、新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費について公費負担をするための経費を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、長寿社会課長より、補足説明を求めます。

【尾崎長寿社会課長】長寿社会課関連の事業について、ご説明をいたします。

お手元にあります長寿社会課の補足説明資料「介護施設等における感染症拡大防止対策について」をご覧ください。

1、介護施設等における衛生用品の一括購入・配布についてでございます。

予算計上額は3億3,748万6,000円となります。

この事業は、介護施設等における感染症防止対策のために県から施設等へ配布するマスク・消毒液を一括して購入するものでございます。

配布対象施設は、県内の訪問、通所、入所全ての介護施設であります。

購入予定数量でございますが、再利用可能な布製マスクを職員等1人につき1枚以上配布することとし7万5,000枚、施設の需要が高く、使い捨てタイプの不織布マスクについては、職員等が1日1枚使うことを想定し、職員等の使用数量の約3か月分として336万枚を購入いたします。また、手や指を消毒するための消毒用エタノールについては、現在、国が製造メーカーに要請して、介護施設が購入を行う調達あっせんを実施しておりますが、商品単価が相当高くな

っており、事業者への費用負担も大きいことから、県として、施設等の使用数量の1か月分として2万5,000リットルを購入し、配布することといたします。

2、介護福祉士養成施設における衛生用品の一括購入・配布についてでございます。

予算計上額は52万円となります。

この事業は、介護福祉士養成施設に対して感染症防止のために必要なマスクを県で一括購入し、配布するものでございます。

配布対象施設は、県内の全ての介護福祉士養成施設で、6校となります。

購入し、配布する予定数量は、再利用可能な布製マスクを学生及び教職員に配布することとして、2,360枚となります。

裏面をご覧いただきたいと思っております。

3、介護施設等における多床室の個室化改修についてでございます。

予算計上額は4,694万4,000円となります。

この事業は、介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修に必要な費用を補助するものです。

補助対象施設は、入所系の介護施設等となります。

補助の予定数量といたしましては、4人部屋の多床室を12室見込んでおりまして、県内で対象となるのは、多床室がある従来型の特別養護老人ホームが主な施設となります。補助の上限額は1定員当たり97万8,000円となるため、4人部屋の多床室1部屋で、その4倍の391万2,000円となります。

4、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備でございます。

予算計上額は2,784万円となります。

この事業は、介護施設等における簡易陰圧装置や換気設備の設置に必要な費用を補助するものでございます。

簡易陰圧装置は、感染拡大のリスクを低減するため、居室に陰圧装置を備え、ウイルスを拡散しないようにするとともに、簡易的なダクト工事を実施するものが対象となります。

換気設備は、窓等による換気が困難な居室であっても定期的に換気ができるよう、換気設備を設置するものが対象となります。

補助対象施設は、入所系の介護施設等となります。

補助予定数量といたしましては、簡易陰圧装置につきましては、2台分として860万円を見込んでおります。

換気設備につきましては、4人部屋の多床室120室分を見込んでおり、4人部屋の多床室の広さが約40平米であることから、補助上限額1平米当たり4,000円と掛け合わせ、1,920万円を見込んでいるところでございます。

以上でご説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、障害福祉課長より、補足説明を求めます。

【中村障害福祉課長】それでは、令和元年度専決補正予算及び令和2年度補正予算のうち、障害福祉課関係部分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、1の感染予防・拡大防止対策の強化についてで、（1）マスク・消毒液の購入等は、3月専決分で1,000万円、4月補正分で3,602万円を計上しております。

これは国の補助金を活用し、障害福祉施設に

布製マスクや消毒液の配布、感染症患者発生時の施設の消毒を行うもので、専決と補正予算分を合わせまして、布製マスク7万2,000枚、これは施設職員・利用者1人当たり3枚といった勘定になります。消毒用エタノール6,700リットルの配布を予定しております。

次に、（2）施設における個室化改修工事への支援は、3月専決分で262万5,000円を計上しております。

これは感染拡大を防止するため障害者入所施設が行う、多床室を個室化する改修工事に必要な費用を補助するもので、負担割合は、国が2分の1、県が4分の1で、事業者の負担は4分の1となっております。

次に、2の学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備について。

（1）放課後等デイサービスの増加経費への支援は、3月専決分で9,000万円、4月補正分で2,037万2,000円を計上しております。

これは特別支援学校等が臨時休業を実施した場合には、放課後等デイサービスの利用増が見込まれることから、平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加する料金など、追加的に生じた費用に係る利用者負担等への補助を実施。また、事業者が代替サービスを提供した場合に係る利用者負担へも補助を実施するものであります。

裏面をご覧ください。

次の（2）通所サービス休業時の掛かり増し経費の支援は、4月補正分で1,188万8,000円を計上しております。

これは感染拡大防止のため、通所サービス事業所に休業の必要が生じた場合において、事業者が実施する利用者宅への訪問や新たな受入れ先の確保など、障害者やその家族の日常生活を

継続して支えるための取組への補助を実施するもので、事業内容でございますが、訪問サービスを学ぶためヘルパーに同行を依頼するための謝金や連携先事業所が利用者の追加受入れのために要する職員を確保するための経費等を補助対象としております。

次に、3のこころのケア対策について。

（1）民間団体が行う自殺予防活動への補助は、4月補正分で100万円を計上しております。

これは感染拡大による経済活動や社会生活への影響踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、民間団体が実施する電話相談等の支援体制を拡充するものです。相談員を増員するための賃金や電話の増設のための経費等を補助するものであります。

次に、（2）保健所等における相談体制の強化は、4月補正分で596万1,000円を計上しております。

これは長崎こども・女性・障害者支援センターに、相談対応の専門職員を配置し、感染の状況を見ながら各保健所へ必要な人員を派遣することで、地域における相談体制を強化するもので、次のページでございますが、精神保健福祉士や心理士など4名の雇用を予定しております。

次に、4のテレワーク機器の導入推進等について。

（1）就労系事業所へのテレワーク機器の導入支援は、3月専決分で500万円、4月補正分で760万円を計上しております。

これは感染症拡大防止の観点から在宅就労を推進するため、事業所におけるテレワークシステムの導入経費を支援するもので、テレワークのために必要なパソコンやソフト等の導入経費、保守や導入設定等の経費を補助するものであります。

3月専決分で2施設、4月補正分は、意向確認で希望のあった4施設、合計6施設分を計上しております。

次に、(2)介護ロボット導入経費への支援は、4月補正分で570万円を計上しております。

これは障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、感染拡大防止や介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善等を推進するため、米印で記載しているような機器の導入経費を補助するものであります。

対象となる県所管の事業所に意向を確認した結果、障害者入所施設2施設、グループホーム1施設から希望がございましたので、今後の追加需要を見込みまして、合計5施設分を計上しております。

次のページになりますが、(3)聴覚障害者に対する遠隔手話サービス導入は、4月補正分で600万円を計上しております。

これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、聴覚障害者に対する手話通訳者の同行が困難な状況にあるため、遠隔手話サービスの導入を推進するもので、聴覚障害者情報センターに、遠隔手話業務の実施を委託するため、手話通訳の人件費以外に、タブレットと必要なソフトを導入するための経費を計上しております。タブレットは、聴覚障害者情報センターに1台、相談窓口である各保健所への配置分として10台、合計11台を予定しております。

以上をもちまして障害福祉課の補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、こども家庭課長より、補足説明を求めます。

【今富こども家庭課長】こども家庭課所管の補

正予算について、補足してご説明いたします。

表題が「児童養護施設等における感染症拡大防止対策について」となっております資料をご覧ください。

今回ご審議をお願いいたします事業は2つございます。まず、児童福祉関係社会福祉施設整備事業費1,480万円についてでございます。

これは補助率10分の10の国庫補助事業を活用いたしまして、児童養護施設等の入所者に感染が疑われる者が発生した場合に備え、当該入所者を空間的に分離するための個室化に要する改修費等を補助するものでございます。

事業内容としましては、補助上限額が1施設当たり800万円、里親は100万円。補助率10分の10で個室化の改修を行うものでございます。対象施設等へのニーズ調査を基に、5施設と、里親3世帯での改修を見込んでおります。

次に、児童措置費1,567万9,000円についてですが、これは補助率10分の10の国庫補助事業を活用し、児童養護施設等の入所者用の布製マスクと消毒液を一括購入して配布するとともに、感染が疑われる入所者が発生した場合の施設内消毒に要する経費を補助するものでございます。

事業内容としましては、のマスク・消毒液の一括購入及び配布との児童養護施設等消毒費用補助を合わせまして、1施設当たり50万円でございます。対象施設数、購入配布数量等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、マスク、消毒液の数量につきましては、令和元年度の3月専決補正予算での対応分を考慮いたしまして、11か月分で算出いたしております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします

す。

【深堀分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、令和2年度4月補正予算案の概要の資料から質問させていただきます。

まず、感染予防事業費18億円の中で、検査体制強化費約9,500万円でございます。先ほど補足説明でもありましたとおり、LAMP法による設備が7台から21台ということで、14台増えるということでした。PCR検査では5～6時間かかるものが40分でできるということで、非常に短縮されることに期待するわけですが、もう一度確認したいんですけども、この補正予算が可決されたら、いつ頃、どこに、何台とか、そういったところまで明確に決めているのか、現状をお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 今回導入いたしますLAMP法の検査機器14台でございますが、うち1台につきましては、大村市民病院から導入の要望がございまして、設置場所が決まっております。残る13台につきましては、具体的な医療機関の設置場所は決まっておりませんが、今回設置をしたいと思っております地域外来・検査センター、あるいは帰国者・接触者外来を設置している医療機関に導入をしていきたいと思っております。

【松本委員】 このことにより非常に効率も上がるので、その残り13台が速やかに導入されるように、それと、まだ時期ははっきり分からないということですが、一日でも早く導入されて、その時期が分からないことには受入れも対応で

きないと思いますので、そこも確認していただきたいと思っております。

国としては、1日当たり2万件を目標に、各都道府県に検査体制を充実強化してほしいということで、今回こういった予算の拡充もあると思っております。今お伺いしている中では、PCR検査は1日当たり140件と伺っていますが、今回、LAMP法を導入することによって、どれくらい1日当たりの検査体制が向上されるのかということと、もう一つ、機材が増えても、それに対応するスタッフがいないと、機械だけ来ても仕方がないと思っておりますが、それに対応するスタッフの確保もできているのか、併せてお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 今の検査体制でございますが、今は、県の環境保健研究センター、長崎市、佐世保市の検査所、あるいは2つの医療機関、合わせて140件ということでお話をさせていただいております。今回の予算、あるいは知事の専決予算のほうを通しまして、まず環境保健研究センターのほうに、知事の専決予算でPCR装置をもう一台追加をしたいと思っております。そのほかにLAMP法の機器を導入することによって、今の140件が、導入後は約500件の検査ができる体制になると思っております。スタッフにつきましても、LAMP法につきましては、検査体制が整っている医療機関に導入をしたいと思っております。

LAMP法の検査装置につきましては、今までにない検査装置でございますので、導入に当たりますと、この開発を行いました長崎大学の先生のほうに、医療機関に対して研修を実施して、導入していくというふうに考えております。

【松本委員】 140件が500件ということで、3

倍以上になるということに大変期待をしますが、先ほど答弁にありましたとおり、新しい検査方法ですので、間違っただ判定をすることがないように、スタッフの研修もしっかりしておかないと、慌てて急いで取り入れても、それを間違えるようなことがあっては本末転倒になりますので、そちらの研修のほうも、限られた方しか教えることができないと思いますので、その対応もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、軽症者向け宿泊施設の確保ということで、約3億円の計上がなされております。ベッド数も限界がありますので、医師が入院療養する必要がないと判断した軽症者や無症状者が療養するというところでございます。もう予算計上がされているということは、具体的なホテルを1棟契約するような話をしていると思うんですけれども、いつ頃契約して、いつから対応が可能になるのかということと、もう一つは、気になるのが、受入体制について、確かに軽症者ではありますけれども、もし軽症者の方が重篤になった場合、例えば、自宅療養中の方が亡くなったというケースもあります。あくまでも軽症者といいながら、その軽症者の状態が変わった場合の医療体制の確保というのは、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今回の軽症者向け宿泊療養施設でございますが、最終的には、県内8つの医療圏それぞれに設置をできればと思っております。今、先行して調整をしておりますのは長崎医療圏と佐世保・県北医療圏と壱岐医療圏、この3つの医療圏につきまして、具体的に調整をしているところでございます。このうち、長崎医療圏と壱岐医療圏につきましては、5月早い段階で稼働をしたいと思っております。

それから、宿泊施設の受入体制でございます

が、この宿泊施設につきましては、通常、ホテルということですが、そのホテルの中に、24時間常駐するスタッフを置こうと思っております。そのほか、看護師等、あるいは医師についても、いつでもオンコールで対応できるような体制をいずれの宿泊施設につきましても整えていくということを予定しております。

さらに、パルスオキシメーターでありますとか、そういう機器等の導入につきましても、その宿泊施設に合わせて導入していきたいと思っております。

【松本委員】これに関連して申し上げておきたいことがございます。中村法道知事宛てに4月27日に、長崎大学病院長と長崎みなとメディカルセンター院長から要望書が出ております。これはこの宿泊に関連するんですけれども、新型コロナウイルス感染症患者の診療に関わる医療従事者の宿泊施設の確保について、下記のとおり要望しますという要望をいただいております。

ご存じのとおり、三菱重工業長崎造船所香焼工場に停泊中の客船で発生した爆発的な感染者の増加に伴い、搬送患者の診療や検査を担当する職員は自らの感染リスクにさらされております。その中で、職員は、同居する高齢者や幼い子どもへの感染の不安を抱え、自宅に帰ることをちゅうちょする職員も少なくありません。このような事情により、感染者の診療業務に当たる職員は、宿泊施設の確保に強い要望があります。院内に準備できる宿泊施設は非常に限られており、一般の宿泊施設を利用した際に、万が一、感染が生じた場合の宿泊施設の損害を考えると、一般の宿泊施設の利用もちゅうちょされますということで、軽症者もそうなんですけれども、医療体制を併せて確保するように医療従事者の宿泊に対しても、やはり対応するこ

とも考えていかなければいけないと思うんですが、この件について、いかがお考えですか。

【伊藤医療政策課長】これまでも医療従事者の方、その家族への感染、家族に感染させてしまうのではないかというような不安もあって、ご自宅に戻らずにホテルを利用されているというようなお声も聞いております。今回の4月補正予算では、新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療従事者のホテル等の利用料にも活用できるようなメニューを考えた補助制度を創設しようと思っております。

また、今回の要望の内容を踏まえまして、宿泊施設そのものの確保が難しい、宿泊施設に迷惑をかけてしまうのではないかというお話もございました。今回ご要望がありました長崎大学病院や長崎みなとメディカルセンター、またそのほかの感染症患者を受け入れる医療機関のご意見をお伺いしながら、宿泊施設そのものの確保につきましても検討をしていきたいと思っております。日々、第一線で勤務をしていただいております医療従事者の皆様が安心して勤務いただけるような体制を確保してまいりたいと考えております。

【松本委員】やはり第一線で働いている医療従事者の方、そしてその家族、家に帰れない過酷な職場環境の中で、聞くところによると、ホテルから断られたケースもあると。幾らホテルの補助を出したところで、泊まれない、しかも病院の中では泊まる施設もないという、これが長期化すると、医療崩壊のおそれにもつながるということで、もちろん軽症者も大事ですがけれども、現場、第一線で働く方々のフォローの意味でも、ぜひ確保をしていただきたいと思います。

次に、先ほど説明がありました介護施設等における衛生用品の一括購入・配布ということで、

3億3,000万円計上されております。医療だけではなく、介護の施設も大変厳しい状況の中に、布製マスク7万5,000枚、不織布マスクが336万枚ということで、消毒液もかなりの量になるんですけれども、これだけの量の購入先の確保がもうめどが立っているのかということと、配付時期と配付計画に対しては、どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

【尾崎長寿社会課長】介護事業所におきまして、マスクあるいは消毒液については不足しているという声を受けまして、県におきましては、まず布製のマスクにつきましては、県内の縫製組合などの事業者には作製を依頼しておりまして、この7万5,000枚につきましては、来月までに購入をいたしまして、速やかに配付をしていきたいと考えているところでございます。

また、施設のほうから要望が高い不織布マスクでございますけれども、こちらは国外からの輸入等により、まとめて調達できるように物産の部局などとも連携しているところでございまして、できるだけ多くのロットで調達できるように今、手配をしているところで、こちらでもできれば来月ぐらいにはまとまった形で配付をしたいと思っております。

現在、別途、予備費で購入しております約10万枚が手元にありますので、こちらにつきましては速やかに配付をしていきたいと思っております。

それから、消毒用のエタノールは、先ほどもご説明いたしましたけれども、国のほうが製造メーカーに直接要請して、介護事業者が直接買うことができる制度がありますが、これが定価の3倍程度と非常に高くでしか購入できないという状況でございます。ただ、こういった状況でも、この国のあっせんについては、現在、延

べ1,917施設で1万リットル当たり国のほうに要望して、大体その配分枠はいただいているという状況でございますが、先ほども言ったように、事業者のご負担が非常に高いというところから、県のほうで一括購入できないかと考えております。こちらのほうは調達先については、現在、卸メーカー等に問い合わせしているところでございますが、なかなかまとまって購入できるというところが難しい状況とはお聞きしておりますけれども、できるだけ速やかに、まとまったロットで購入できるように調整してまいりたいと考えているところでございます。

【松本委員】かなりの数をまとめてくださったことに心から感謝を申し上げますし、答弁にありましたように、県内企業が布製マスクを調達してくれるということは大変心強いことでもありますし、県内企業のマスクが県外に出るようなことがないように、しっかり県内で必要な方に届くように、私の地元でも、布製マスクをつくっている業者さんもおられますし、輸入をしている業者さんもおられますし、大変協力をしたいというふうなお話もいただきました。ぜひそこは枠を引き続き取っていただくのと、やはり国外からの輸入になりますと、品質の面も不安視されることもありますので、ないとは思いますが、検品体制の強化をしっかりと行って、せっかく届いたのに、何かが入っていたりとかそういうことがないように、しっかりしていただきたいと思っております。

それと、ちょっと気になったのが、先ほどの中で、介護施設はいいんですけれども、障害福祉施設も同じように感染予防・拡大防止対策の強化の説明がございました。しかしながら、予算の額が、介護施設が3億円に対して、障害福祉施設は4,600万円ということで、極端にマス

クの枚数も少ないという状況でございますが、この状況は、国の補助の関係があるのか、今後増やしていく意向があるのか、同じ福祉の仕事の中で、これほど格差があるということに対して、どのように対応していくのか、お尋ねいたします。

【中村障害福祉課長】ただいまご質問のありましたマスクの件についてでございますが、障害福祉課関連分で、布製マスク7万2,000枚、これは施設職員と利用者1人当たり3枚に相当する数になっておりますので、全体の利用者とか施設数、そういったもののボリュームの違いというのはあろうかと思っております。ほかに消毒用エタノールのボリュームにつきましても6,700リットルということで、こちらも施設数の違いと理解しております。

【松本委員】分かりました。

しっかり現場のお声も聞きながら、足りない部分は、再度国に要望して、確保できるように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、換気についてでございます。介護施設の換気整備は非常に重要だと思っておりますが、気になったのが、簡易陰圧装置を2台ということでございますが、普通の換気と何が違うのか、なぜ2台なのか、そして、もし2台以上に要望があった場合はどうするのか、お尋ねをいたします。

【尾崎長寿社会課長】こちらの簡易陰圧装置というものは、空気清浄機の大型版みたいな形でお考えいただければよろしいかと思っておりますけれども、居室内の空気を外に出すことで、居室の中にあるウイルスを閉じ込めて、ほかの部屋に出さないような形にするための装置でございます。簡易的なダクト工事とともにすることによってウイルスをコントロールするような設備と

なっているところでございます。

今回、補正予算につきましては、国全体が24億円ぐらいの事業規模ということで、そのことから、できるだけ県のほうでも、こういった簡易陰圧装置や換気設備を多くの施設で取り入れられるようにと考えて予算規模を考えたところでございまして、今後、国の補助要綱が明らかになり、施設のほうからも要望を受けましたら、できる限り、こういった陰圧装置や換気設備が導入できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【松本委員】今までの換気とまた違った新しい仕組みだと思しますので、今は予算の枠で2台ということでございますが、周知も含めて、今後、国に要望して、ニーズがあれば、さらに追加できるように対応していただくことを要望して、質問を終わります。

【赤木委員】日々、県民の皆様への安全・安心のために活動いただきまして、心より感謝を申し上げます。

私も聞きたいことはたくさんあるんですけども、絞って質問させていただきます。

松本委員の質問と関連するんですけども、まず検査体制の充実についてお伺いさせていただきます。補足説明資料の1番、地域外来・検査センターの設置ということで計上されておりますが、効率的にPCR検査等を受けることができる地域外来・検査センターを県内8圏域に1か所ずつ設置ということですが、PCR検査等にLAMP法も含まれると思うんですけども、こちらに抗体検査など、そういった長崎の現状を知るための検査も含まれているのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今回の地域外来・検査センターで行います検査につきましては、その方

が実際感染しているのか、していないのかというところの検査を目的にしておりますので、検査手法といたしましては、今、公定法になっておりますPCR検査とLAMP法による検査の2つを考えております。抗体検査につきましては、一定感染した後に、その抗体が検出される、されないという検査ができるものでございますので、地域外来・検査センターでの活用は考えておりません。

【赤木委員】分かりました。ありがとうございます。

今後の長崎の対策を考える時に、どれだけ感染者が広まっているのかということを知るために、抗体検査は必要だと考えています。改革21では、4月20日時点で、実施検討をしていたかどうかという要望も出ささせていただいておりますので、引き続き、検討していただくよう、よろしくお願いたします。

次に、その2番、LAMP法の検査導入についてなんですけれども、これから導入して、今、140件の検査体制が、導入後は500件になるということは、大変喜ばしいことだと思います。

LAMP法は、計算すると1台130万円ぐらいになるかと思うんですけども、それで間違いないでしょうか。

【伊藤医療政策課長】LAMP法の機器でございますが、機器代で120万円とお聞きしております。消費税を入れて132万円ということでございます。

【赤木委員】分かりました。

これが導入されて、まずは21台、1台は大村市民病院、13台はまだ決まっていないということで、こちらもできるだけ早く設置をお願いいたします。

県民の皆様が知りたいのは、これから最大

500件になるということで、不安があられる方、熱があられる方が希望して、もちろん、ある程度フィルターをかけないといけないとは分かっているんですけども、これが検査のしやすさにつながるものなのか、そういったことはどうお考えでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今までも検査につきましては、帰国者・接触者相談センター、保健所のほうにご相談をいただいて、そこで医療機関の受診が必要、帰国者・接触者外来の受診が必要と判断した方について、帰国者・接触者外来を受診していただいて、その医師の判断で検査をする、しないということで検査をしておりました。今回、この地域外来・検査センターでは、これまで帰国者・接触者外来を設置している医療機関に行かれるような方も一部対象になると思うんですが、そこまでの症状ではない方でも帰国者・接触者相談センターにご相談いただいた段階で、検査をしたほうがいいだろうという方について、少し幅広く地域外来・検査センターを活用して検査をしてまいりたいと思っております。

【赤木委員】最後のほうがちょっと聞き取れなかったの。検査を今までよりは少し幅広く考えていただけるということですね。確認で。

【伊藤医療政策課長】失礼いたしました。今までよりも少し幅広く対象を広げた形で地域外来・検査センターの活用を考えております。

【赤木委員】県民の皆様は、かなり不安に感じている方もたくさんいらっしゃるの、希望した方が全員受けられるとまでは私も言いませんけれども、少しでも疑いがある方が速やかに検査を受けられる体制というものをぜひともつくっていただきたいと思っております。

今のお話に関連するんですけども、その相

談体制について、帰国者・接触者相談センターの業務委託ということで今回計上されて、外部委託を実施するというふうになっておりますが、これは今まで保健所が担っていたものを外部委託ということなんですけれども、今まで、検査への誘導、PCR検査、LAMP法を検査する判断は、判断される方が変わるということなんでしょうか。

【伊藤医療政策課長】この検査をする、しないの判断は、今までは、相談センターを通して、受診していただいた帰国者・接触者外来のドクターのほうで判断をいたしておりました。地域外来・検査センターでの検査を受ける、受けないにつきましては、今回、この相談センターそのものの外部委託ということで予算措置を計上させていただいておりますが、これは相談センターそのものを各郡市医師会のほうにお願いをしまして、その相談センターでご判断いただいて、帰国者・接触者外来を受診することなく、地域外来・検査センターで検査をできるような仕組みを考えております。

【赤木委員】分かりました。保健所の職員の皆さんも大変疲弊しているということは私も存じ上げておりますので、速やかに委託してというのと、検査への誘導が速やかに進むように、これはお願いをいたします。

次に、医療体制の充実について、軽症者向け宿泊療養施設の確保についてお伺いいたします。先ほど、現状について、長崎、壱岐医療圏に関しては、できるだけ早くというお話もありましたけれども、4月23日に公募していたものが公募は終わって、交渉に入っている段階だと思うんですが、今、まだ交渉中ということによろしいのですか。

【伊藤医療政策課長】この宿泊施設につきました

ては、4月23日までの期間で公募をさせていただいて、今、手が挙がった宿泊施設のほうと、具体的な調整をしているところでございます。長崎医療圏と佐世保・県北医療圏と壱岐医療圏の各宿泊施設のほうと具体的な調整をしているところでございます。

【赤木委員】できるだけ早く、交渉も速やかに終わって、県民の皆様の安心につながられるよう、よろしく願いいたします。

最後に、こども家庭課にお尋ねいたします。児童福祉関係社会福祉施設整備事業費についてお伺いさせていただきます。こちらは今の児童養護施設を個室化するお金が予算計上されておりますけれども、これはいいことだと思うんですけれども、家庭内での感染が起こっているケースが多々見受けられます。長崎ではないんですけれども、他県では家庭内での感染が広がっているんですけれども、例えば、親が感染してしまった場合で、子どもさんを誰も見ることができないケースというものも出てきております。これを拡大解釈して、そういったお子さんも児童養護施設で受け入れるために、こういった個室化をすると考えられているのでしょうか。検討もされているのでしょうか。

【今富こども家庭課長】こちらの施設整備につきましては、基本的には、入所されている子どもたちのための整備と考えております。今、委員からご質問がございました保護者が感染した場合の取扱いにつきましては、そういうお話をお受けしまして、県の関係各課や児童養護施設等と協議をし、対応方針を定めまして、保健所や児童相談所、関係機関等へ周知を行ったところでございます。

具体的な対応方法としましては、基本的には、親族等に見ていただくというふうを考えている

のですが、そういう取扱いが難しいというようなケースにつきましては、まずお子さんのPCR検査をやっていただいて、陽性の場合には入院等での対応、陰性の場合には、ここが少し問題になるんですけれども、児童相談所が一時保護という形で対応し、場所としましては、対応可能な児童養護施設や乳児院のほうに一時保護委託という形で措置をしていきたいと考えております。

【赤木委員】分かりました。今の情報は、県民の皆様は大変安心する情報だと思いますので、私も積極的に情報発信をさせていただきたいと思います。

【深堀分科会長】質疑の途中ですけれども、休憩に入ります。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分より再開いたします。

午後 零時 8分 休憩

午後 1時29分 再開

【深堀分科会長】分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を行います。

【堀江委員】マスクの確保について質問いたします。医療政策課長の補足説明資料の1ページの相談体制の整備・感染拡大の防止の2に、感染拡大防止等に必要な医療関係物資の確保ということで2億5,482万円の中にマスクが入っているんですけれども、この場合のマスクの確保は、ほかの防護服等から言うと、重症患者の対応かなと思ったりもするのですが、まず、どの範囲なのか、どの範囲という意味は、医療機関の中でどの範囲かということと、それから枚数として数えたら、この予算に計上されているマスクの枚数としてはどれくらいになるのか、2つ教えてください。

【伊藤医療政策課長】ここでマスクというのは、サージカルマスク、医療用マスクなんですけれども、これを配付する先といたしましては、感染症指定医療機関と新型コロナウイルス感染症に対応していただいている医療機関向けのマスクということで考えております。今回のマスクの枚数でございますが、約100万枚を購入したいと思っております。

【堀江委員】そうすると、新型コロナウイルス感染症緊急対策、横長になっています補正予算の資料の12ページに、補正予算案の内容として、医療福祉施設等におけるマスク確保への対応状況ということで、医療機関に対して県からの配付は、4月補正で115万枚ということなんですけれども、そうすると、この配付済みがそれぞれ国からの配付と県からの配付でこれだけあるんですけれども、この配付済みというのは、いつの時点の話ですか。

【伊藤医療政策課長】この配付済みのマスクでございますが、これは県の備蓄分から、4月下旬までに配付したものが約14万2,000枚でございます。

【堀江委員】そこで、ある医療機関から、これは4月13日時点で私に寄せていただいたご意見なんですけれども、サージカルマスクの単価が今、1箱50枚入りで280円ですけれども、5月以降は、この1箱280円が1,450円、5倍に跳ね上がると。それで、いわゆる診療材料の委託業者との話で、何とかマスクそのものを確保するということで、そうしますと、ここの医療機関は、1、2、3月の平均が168箱要るんだと。4月までだと168掛け単価280円で4万7,040円で済んだものが、5月以降は、168箱の掛け1,450円で24万3,600円ということで、同じ枚数を確保するとした場合に、要するに、5月以

降はサージカルマスクの単価が上がるので、これまでになかった月20万円の費用を確保しなければ、この医療機関としてはやっていけないというご意見もいただいたんです。

そういう医療機関として、何とか今、マスクは確保できているんだけど、今後どういふふうにマスクを確保したらいいのかということと、今回の補正で言うと、言われるように、感染症指定医療機関ということなんですけれども、一般の医療機関のマスクの確保については、どういふふうに見たらいいのかということと、逆に言えば、マスクを何とか調達できるんだけど、今までなかった20万円の増ということへのこれからの予算の確保とか、そういうことにもならないのかというご要望をいただいたんですけれども、教えていただけますか。

【伊藤医療政策課長】確かに現状では、マスクの入手というのは、まだ困難な状況が続いております。今回の4月補正で計上しておりますマスク100万枚につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、一部の医療機関が対象なのですが、これ以外にも、国からの提供分、あるいは県は独自でこれまでも20万枚確保いたしまして、これまでに一般の医療機関向けに約63万枚を提供しております。本日も、また13万6,000枚を各医療機関向けに配送しようと思っております。国から県のほうに提供があった分、あるいは県のほうでマスクが購入できた時点で、一般の医療機関向けにもマスクについては提供をしているところでございます。しばらくは、まだ入手困難な時期が続くと思いますので、この時期につきましては、国、県併せて一般医療機関向けのマスクについても必要量をできるだけ確保して、提供してまいりたいと思っております。

なかなか単価につきましては、入手困難な状況でございますので、確かに今は高い状況が続いていると思いますが、これは需要と供給のバランスがとれないと、以前の単価にはなかなか戻らないのではないかと考えております。

【堀江委員】一般の医療機関についても、必要量の確保には努めていきたいという答弁なんです。今回の補正予算の福祉保健部の横長資料の10ページに、これは福祉保健課の歳出予算になりますが、災害対策費として180万円、この中に、マスクの備蓄に要する経費とあるんですけれども、今現在、なかなか緊急的にも目の前のマスクがないという中で、ここは今回の補正で180万円の中に、マスクを備蓄するという経費を予算として確保するということなんでしょうか。

【中尾福祉保健課長】災害救助備蓄費の中で、県内で災害が発生した場合、避難所で使用するためのマスクについて予算措置をするもので、1万9,800枚を想定しております。

【堀江委員】その考え方としては、今、コロナの感染症対策として、防止として、目の前のいろいろな必要なところにマスクを配置することよりも、それとは別に、災害が起きた時のために、今の時点で確保するということなんでしょうか。それよりも、目の前で使うことのほうにマスクをやるということが先ではないかというご意見もあるんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

【中尾福祉保健課長】想定としましては、災害が発生しました、避難所に人が集まった時にマスクがないという状況がないように想定をして購入しようとしているものであります。ただ、委員のご指摘のとおり、目の前に配付しなければいけないということがある場合については、

備蓄分を先にその場面で使用するということも想定できるかと思えます。

【堀江委員】これまでも、先ほど医療政策課長が言いましたように、国とか県の補正の前にも、県の備蓄をまず先に医療機関に出したということで理解いたしますが、医療機関の関係者の皆さんは、要するに、確かに福祉保健課長が言われるように、災害が発生した時のマスクも当然大事だと思いますが、目の前のマスクが要するところにやってほしいというご意見もいただいたので、このような質問をした次第です。

もう一つ、マスクの確保の問題で、長寿社会課の説明資料の中で、今回、マスクを県内の介護施設等に配付すると。全ての介護施設というふうな長寿社会課長の答弁がありましたが、これは手を挙げたところに配付、つまり、自分のところは必要だから先にくださいというところにするのか、それとも一律に配付になるのか、この点について、分かったら教えてください。

【尾崎長寿社会課長】県内の介護事業所のマスクの不足状況については、課のほうで4月10日の時点で調査したところ、県内の訪問それから入所全ての事業所のうち、約4割ほどで、今後1か月内にマスクが不足すると言われている事業所がございまして、まずは、そちらが優先かと思っておりますが、基本的には、マスクの需給状況がなかなか改善するのが後になってこようかと思っておりますので、できるだけ調達できた分については、いろんな事業所のほうに配付できるように努めていきたいと考えております。

【堀江委員】介護施設は、どの施設であっても利用者さんと密接に接触をするので、どうしてもマスクがないと対応できないというのがありますので、もちろん4割、4月10日の時点の必要だということからまずは配付をするという

ことは理解いたしておりますが、今後のいろんな状況もありますので、さっきの答弁のように対応していただきたいと思っております。

もう2点だけ。

今回の報告1号の福祉保健部で言うところの横長資料の26ページに、生活福祉資金貸付事業費が1億1,100万円、これは専決処分されているんですけれども、生活資金の貸付事業は、今回のコロナの感染にかかわって、支払いの時点で非課税世帯であれば返済を免除するというふうに特例が設けられた制度なんですけれども、3月25日から受け付けが始まって1か月がたちましたが、今の時点の申請数そして決定数、分かっているれば教えてください。

【中尾福祉保健課長】4月26日時点でございますけれども、申請件数が612件で、申請金額が約1億円、貸付金額が約6,900万円でございます。

【堀江委員】その申請数は決定数と見ていいのですか。要するに、申請された方が全部決定されているのか、そこを教えてください。

【中尾福祉保健課長】貸付けの決定件数は411件でございます。

【堀江委員】そうしますと、612件の申請で、決定数が411件、この差は、これから審査をしますというふうになるのか、それとも申請をしたけれども、決定に至らなかったケースがあるのか。これは生活困窮者が前提だと思うので、その約200件の差をどういうふうに見たいのかということもついでに説明ください。

【中尾福祉保健課長】612件のうち、申請の取下げ件数が19件ございます。不承認の件数が3件でございます。申請の取下げにつきましては、会社経営者で、法人としての収入減少を理由に申請をしてこられたものでありますので、要件

を満たさないということで、取下げをされております。不承認については、収入が明らかに増加しているといった理由によるものでございます。それ以外については、審査中と理解していただければと思います。

【堀江委員】こども家庭課の補足説明資料の中の児童福祉関係の整備事業で、この内容については先ほど説明されたとおりなんですけれども、ここで言うところの児童養護施設が5施設、里親の3施設が、感染が疑われる者が発生した場合に備えて個室化にするということなんですけれども、先ほどは、もちろん要望があったところということなんですけれども、こういう対象外、今回の施設を改修しなかったところで発症した場合には、こうした措置がとられるようになっているのかどうかというのは、どういうふうに見たいですか。

【今富こども家庭課長】児童養護施設でありますとか里親において発生した時の対応については、国のほうからも、その取扱いについて通知が来ておりまして、それに沿って適切に対応していきたいと考えております。

また、個室化についての考え方ですが、基本的に、県もこの調査を行う前に、各施設における個室化の対応状況、きちんと対応できるのか、国の通知に沿った対応ができるのかというものを調査しておりまして、基本的には、対応できるものと考えております。

【堀江委員】そうしますと、逆に考えると、この5施設、里親3世帯を改修すれば、いわゆる児童養護施設等と言われるところで感染者が発症したとしても、個室化なり、対応ができるというふうに、改修を行えば、長崎県内の対象施設はなるという理解でいいのですか。

【今富こども家庭課長】この個室化につきまし

ては、例えば、今回上げられてきたこの5施設につきましても、この改修を行う前においても、例えば、1名であるとか2名、そういう人数が起きた時には、対応は今の時点でもできると考えております。ただ、この部分というものは、それ以上に発生した場合にも対応できるように、よりいいものをとということで対応というふうに考えております。

【川崎委員】 感染をされた皆様にお見舞いと、そして医療の最前線で頑張っておられる皆様、そして職員の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

質問させていただきます。

緊急時に対応した地域医療体制整備事業費10億278万5,000円についてお尋ねをいたします。まず、基本的な考え方なんですが、私は、15日付けでコロナ対策本部事務局から、重症、中等症者の医療体制として、感染症指定医療機関を中心に感染症病床など102床を確保しているという報告を受けています。この前日14日には、医療政策課からは、国が試算をしているピーク時の入院患者数想定約2,600人、重症患者約90人、この3分の1に当たりますおのこの870人と30人の体制を検討と、そのような報告を頂いております。今回の予算につきましては、この指標をベースに整備を目指す予算となっているのでしょうか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 委員おっしゃいましたように、今確保できている病床というのは102床でございます。一方、国が示しました計算式による、今後、ピーク時の医療需要ということで計算をした3分の1を、県としては当面の目標にして整備をしていきたいと思っております。その当面の目標が900床、うち30床が重症者用ということで調整をしていこうと思っております。

ます。この方針につきましては、4月10日に、関係者からなる新型インフルエンザ等対策会議の場でお示しをして、その方向性が認められたものでございます。

この900床を今から各医療圏ごとに、どの医療機関がこの病床を担うのかということで調整をしております。医療圏ごとにワーキング会議を設置いたしまして議論をしていくことになります。

今回、この4月補正予算でお願いしております緊急時に対応した地域医療体制整備事業費約10億円でございますが、この経費につきましては、今回病床を準備していただける医療機関に対しまして、1つは、受入れに必要な施設・設備の助成をできないかというところ、ハード面の支援、補足資料の2ページ目に書いてございますが、(1)がハード面に対する支援、(2)がソフト面に対する支援ということで、新型コロナウイルス感染者を受け入れるに当たっては、現在入院されている患者をほかの医療機関、あるいはほかの病棟に移すというようなもの、あるいはその患者受入れに必要なその医療機関の医療従事者に対するいろんな教育、あるいは実際に従事されている方に対する、先ほども、なかなか自宅に帰れないというようなお話もありましたので、様々なソフト面に対する支援、あるいは(3)に書いてありますが、病床確保のための空床補填ということで、実際に確保していただくとなると、1ベッド単位ではなくて病棟単位での確保というところが必要になってこようかと思っておりますので、こういう制度も設けて、こういう制度があるということで、各医療圏単位のワーキング会議の中で、この900床の病床を目指して調整をしてみたいと思っております。

【川崎委員】 現在 102 床、これを合計 900 床まで拡大すると、9 倍に当たる医療施設、そして人材も相当数に確保しなければいけないということですが、この約 10 億円でこれを賄っていく、そういった予算ということでは理解してよろしいでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 その 900 床を確保するための予算ということで、今回、様々なメニューを用意して、柔軟に各医療機関が使えるような制度にしていきたいと思っております。

【川崎委員】 そうしたら少し具体的に、今、長崎の最大の関心事は、不安なことは、クルーズ船の集団感染のことをごさいますして、4 月 20 日以降にコスタ・アトランチカの集団感染が発覚して以来、今、感染者 148 名ということで報告を受けておりますが、そのうち 3 名が既に重症などで入院。退院はされたと伺っておりますが、陰性の方も一時は感染症病床を使用していたという報告をいただきました。

一定の重症化があるというこれまでの実績から分かっていることから踏まえると、病床の確保ということはやっぱり急務であろうと考えます。具体的に、どう整備をされていくのか、まさに喫緊の課題として、どうこの拡大を図っていくかとされているのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 クルーズ船の関係では、今までに 4 名の方が救急搬送され、1 名の方は退院されましたが、今現在でも 3 名の方が入院をされているという状況でございます。県内で新型コロナウイルスで入院されている方は 11 名、その中の 3 名がこのクルーズ船の関係者ということでございます。

今後、まだ船内には陽性者の方がたくさんおられますので、また入院が必要な方が出てこられる、そういう症状を訴えられる方がまた出て

こられるということも十分予想しております。その際は、今の段階では、感染症指定医療機関のほうに搬送するということにはなりますが、軽症の方等、現地で対応できるような体制ということで、クルーズ船のすぐ近くに仮設の診療所を設けておまして、そこに自衛隊あるいは D M A T 等の医師が 24 時間体制で常駐をいたしておりますので、そこで一定対応していただくような体制をとっております。昨日から、現地にコンテナハウスを設置しているところがございますが、一定そのコンテナハウスの中で療養できるような体制も整えていきたいと考えております。そのコンテナハウスで療養していただいて、その医療支援については、仮設診療所の医療従事者の医師、看護師で対応していくというような体制を早急につくってまいりたいと思っております。

【川崎委員】 今、クルーズ船については、そばにコンテナを整備して治療に当たるということではありましたが、私もそのコンテナをよく承知はしておりませんが、人工呼吸器が必要だったり重症の方に、きちんとした医療が提供できるかということ、果たしていかがなものでしょうかということには不安に思うところではありますが、そういった中、148 名発生をし、一定の方が重症化ということ想定して、27 日月曜日ですけれども、臨時または仮設の中等症病床として、重工記念長崎病院に協力を求めてほしいと我が公明党会派で知事宛てに要望書を提出させていただきました。一部報道では、受入れ表明等云々ということも聞いておりますが、県として、明確に協力を求め、了承し、そういった整備で進んでいっているのか、お尋ねをいたします。

【伊藤医療政策課長】 重工記念長崎病院という

ことでございますが、確かに今、感染症指定病床に搬送されている患者の方は、重症の患者だけではなくて中等症、軽症の方もいらっしゃいます。その中等症、軽症の方を受け入れていただく医療機関はどこかないかということで、県といたしましてもいろいろ検討をしているところでございます。具体的な検討に当たりましては、県だけではなくて、関係者に集まっていた先ほどの各医療圏ごとのワーキングの中で議論していかなければいけないと思っておりますが、今回のクルーズ船の対応に限定して考えますと、喫緊の課題でございますので、その一方では、重工記念長崎病院のほうから、今回5月に新しい建物、新病院のほうに移転をされるということで、今現在使われている病院、病棟を使って受け入れたいというようなお話もございました。このお話につきましては、県のほうも大変心強く、大変ありがたく思っているところでございます。

この病院側からの意向を受けまして、今、具体的な受入れに際してのいろんな調整を病院側と行っているところでございます。

【川崎委員】ということは、既に調整を図って、連休明けに移転をされて、その後ということであると思っておりますけれども、進めておられると、そういった理解でよろしいですね。分かりました。

今からここ1週間ぐらいが山というか、重症化の方が出なければいいんですけれども、そういったことはやっぱり想定をして準備を進めていただきたいと思います。

あと、医療設備のことなんですけれども、先ほど、コンテナ20台整備をし、水道設備などは今、工事も行っているということで報告もいただいておりますが、様々設備や器具、そうい

ったものを今からそろえていくことになろうかと思うんです。

1点、重症化に備えて医療体制の整備に当たりましては、質をしっかりと上げていく、そういったことも必要かと思っております。肺炎の診断にCTの導入は欠かせないと我々は考えておりますけれども、県の認識をお伺いいたします。

【伊藤医療政策課長】今、クルーズ船の近くに設置をしております仮設診療所での診断のできる内容につきましては、できるだけ現地で診断できる体制が必要ではないかと思っております。これまでも、医師、看護師の派遣だけではなく、県のレントゲン車を現地に派遣をいたしまして、レントゲンにつきましては現地で撮影できるような体制を取っております。ただ、今回、現地のほうからは、レントゲンだけではなく、CTについても現地にあれば非常に助かるというようなご意見もお伺いしておりますので、CTの設置についても今、検討しているところでございます。

【川崎委員】私も、同じ公明党の参議院の秋野公造さん、お医者さんであります。日常頻繁に連携を取りながら、長崎の医療体制に様々なアドバイスをもらいながら、皆様にもいろんな情報をお伝えしているところであります。CTは、専門家から言わせれば、絶対必要不可欠な診断装置、医療装置と伺っております。そういったことから、知事が、クルーズ船の集団感染の発生に伴い、自衛隊に派遣を要請されて、既にリエゾンがこちらに来て業務に当たっていただいているということではありますが、秋野議員からは、自衛隊の富士病院に、レントゲン車のようなCT診断車を有しているの、防衛省には直接、ぜひ県から要請があったら応えていただきたいと思います、そのようなことも段取りをして

いただいております、県が要請をかければ、すぐに出動できるように、そんなところまで段取りをしているところでございます。

これは絶対必要な装置ですので、しっかりと要請をかけて導入を図っていただきたいと思いますが、我々はこれも同じく4月27日に要望を出させていただいているところであります、この対応について、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今回のクルーズ船への対応については、発生当時から、自衛隊に災害派遣要請ということで、仮設の診療所での対応を中心に、自衛隊の方にもご協力、ご支援をいただいているところでございます。

自衛隊がお持ちのCT移動車につきましても、ぜひ現地に設置をしていただけないかということで、昨日、自衛隊のほうに要請をしたところでございます。自衛隊のほうで、現地に派遣するというので、今、準備を進めていただいているところでございます。

【川崎委員】要請に応えていただきまして、ありがとうございます。現場でも、正確な診断ということで求めておられましたので、CTの設置については大変喜んでいただけるのではないかと考えております。

併せてもう一つ、先ほど、松本委員が軽症者宿泊所のことについて質問された折に、パルスオキシメーターも配備をすると、そのようなご答弁もあっておりましたが、この予算のほうで入るのかどうかは定かではありませんが、パルスオキシメーターというのは、いわゆる急変をする患者の皆様を速やかに状況を把握するという意味で非常に効果的であるということで、厚生労働省も、宿泊施設に適切な数のパルスオキシメーターを備え、酸素飽和度や呼吸数の確認により健康状態を把握することが重要と、その

ようなことも7日付けで発表されているわけですので、パルスオキシメーターは、指にはめて、血液を抜いたり、装置を挿入したりするんじゃないかと、瞬時に判断ができるという優れた物ではありますが、こういったものをしっかりと整備していったら、軽症から中等、重症化というところも見極める必要があるかと思いますが、この整備については、どのような状況になっておりますでしょうか。

【伊藤医療政策課長】軽症者向けの宿泊施設にパルスオキシメーターを設置していきたいということで先ほど答弁をさせていただきました。確かに入所者の方の健康管理のために非常に有用な機器ではないかと考えております。パルスオキシメーターあるいは血圧計等を各宿泊施設については設置をしてみたいと考えております。ここで毎日計測していただくことで、健康管理をやっていきたいと考えております。

【川崎委員】そういったものを、先端機器も導入して、しっかりと備えていただきたいと思えます。

財源のほうで確認ですが、横長資料12ページに、財源は全額国庫という記載がありますが、これは全額国庫で間違いないでしょうか。

【伊藤医療政策課長】財源につきましては、今回の事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用いたしまして、この交付金の補助率は2分の1になっておりますが、その残り2分の1の部分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したいと考えております。この2つの交付金を活用することで、全額国庫ということで考えております。

【川崎委員】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、私は資料も国の分を見させてい

ただいておりますが、総務省の見解では、この地方創生臨時交付金の配分に当たっては、人口、県の財力というか、そういった要素と、そして新型コロナウイルス感染症の感染状況というところが要素としてあって、それで1兆円を配分されると、そのように説明資料に記載をされています。そうすると、今現在、長崎県の感染者は、いわゆる報道の数字は17名、これは今、クルーズ船は148名ですが、長崎市民でも県民でもないわけにありますので、17名という数字については私は適正な表現だと思っているんです。一方、今、10億円をかけて様々な整備をするに当たっては、クルーズ船の方にも対応する予算も当然入っていると思うんです。そうすると、先ほど、国2分の1、長崎県2分の1、その2分の1の分についてこの臨時交付金を充てていくということであれば、しっかりと予算を確保する必要があるかと思うんです。そういった中で、表現は17名、これは私は適正だと思うんです。しかしながら、一方では、148名の方を面倒見なきゃいけないということであれば、内々、長崎県の数字であるということは押さえつつ、国にしっかりと折衝していく、こういった姿勢が大事かと思いますが、ご見解を賜ります。

【伊藤医療政策課長】この交付金の活用に当たっては、県から計画を策定して国に提出する必要があります。その際に、長崎県の感染者の数字ということで、クルーズ船の感染者の方の取扱いについて、どういう対応ができるか国に対しても確認をしながら、できるだけ交付金が確保できるような形で検討してまいりたいと思います。

【川崎委員】ぜひ頑張ってください、しっかりと確保していただきたいと思います。

次の質問ですが、先ほどの関連というか、軽症者向けの宿泊療養施設の件です。大体話は分かったんですけども、ちょっと気になるのは、受け入れていただいた施設さんが、その後、どうなるのかということなんです。ついつい終息後の話に先走ってしまうのかもわかりませんが、この施設さんが本当にたくさんのお客さんに普通に來ていただけるような手当てとございますか、つまり、分かりやすく言えば風評被害、そういったことがないように努めていただきたいと思います。このようなことに関する見解をお伺いしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】今回の軽症者向けの宿泊療養施設につきましては、一般のホテル等の活用を考えております。その利用後の風評被害ということでございますが、実際、この施設の利用に当たっては、周辺の方々へのきちんとしたご説明、あるいは利用後の消毒のための費用についても今回、予算化をしているところでございます。できるだけ風評被害が及ばないような形で努めてまいりたいと思います。

【川崎委員】せっかく受けていただく皆様の真心に応えていただきたいと思います。

宿泊施設を使うということに当たっては、当然、医療関係者が当たるんでしょうけれども、それ以外に、そもそもお勤めになっていた宿泊施設のスタッフさんがおられると思いますが、スタッフさんがこういった対応に当たるような部分があるのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】これは個別に調整する内容になってこようかと思いますが、もしホテル等の従業員のほうが引き続き軽症者向け宿泊療養施設の管理のためにお勤めいただけるということであれば、そのまま、ホテル側の従業員の方をお願いするというようなこともあろうかと思

います。医療関係者だけではなくて、実際の施設の管理、事務についても今回、予算化をしておりますので、その人材確保につきましては、宿泊施設側と調整の中で、どういう形で確保していくかというのは個別に検討してまいりたいと思います。

【川崎委員】せっかくご協力いただくわけですので、ぜひ心を砕いて取り組んでいただきたいと思います。

あと、難病特別対策推進事業費のことでお尋ねいたします。人工呼吸器に精製水というのが必要じゃないかという角度でのお尋ねなんです。今、人工呼吸器は、温めて、少し湿度がないと、要は、人工呼吸器の供するエアには適さないということから、精製水というのは欠かせない大事なもののなのでありますが、無水エタノールと精製水を混ぜると、今、不足しているアルコール消毒液になると、このような情報から、精製水が買い占められて、買い占めは言い過ぎかもわかりませんが、誤った認識のもとに、多分にそういったところに使われているんだと思いますが、人工呼吸器に大事な加湿、湿度を与えるための精製水が不足している、そのようなことが現場から実際上がっています。このようなことから、消毒ということで人工呼吸器の今回の予算なのかもわかりませんが、そういったところについてもご配慮いただきたいと思います。見解を求めます。

【永峯国保・健康増進課長】今回の補正予算につきましては、在宅で療養されている難病患者の方々の中で、人工呼吸器をお使いになっている、そういった事情で、たんの吸引が必要な方々について、その吸引の際にお使いになるカテーテルの消毒液への対応という経費を計上しているところでございます。今、委員からお話しご

ざいました人工呼吸器を使用する際の加湿に要する精製水の不足と、そういったお話も私どもも伺っているところでございまして、関係の方々にお話を伺ってまいりました。そうした中で、人工呼吸器を扱われている業者の方に伺いますと、どうしても精製水が入手できない場合は水道水を煮沸して使っていただくことも可能であるというようなお話もあって、今回は、直接器官に接する部分が多いカテーテルについて、その消毒に着目した予算措置ということで出しております。ただ、精製水の使用が望ましいという状況は当然ございますので、今後も、市場の状況でございますとか、患者の皆様のご意見等、そういったものを踏まえながら、検討が必要になってくる項目であると考えております。

【川崎委員】煮沸した水も、加湿の装置も損傷するというようなところも言われていますので、ぜひそこは心を砕いていただきたいと思います。次回の予算にでも、ぜひ検討してください。

最後に、PCR検査のことについて先ほど来、質疑がありますので、大体お話が理解できました。最大1日500件、随分拡大をしているというふうに思っております。

そういった中で、検査するに当たっては、今、無症状の感染者も多くいると言われている中において、検査をしたいという希望者も多くいらっしゃるのも事実かと思えます。そういったところに対応できるような制度になっていますでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今回、LAMP法の検査機器等の導入で、検査体制についてはかなり充実をされてまいりますが、無症状の方、検査を希望される方全員が検査をするというような体制までは至っていないところでございます。あくまでも医師の判断というところの縛りは引き

続き必要になってこようかと思っております。

【川崎委員】 そうすると、希望者の方に検査ができるということまでは今のところは想定をしていないということですが、今後はどうですか。次の取組としてどうですか。

【伊藤医療政策課長】 現在の検査方法、PCR検査あるいはLAMP法による検査だけでは、希望者全員が検査できる体制というのはなかなか難しいかと思っております。一方で、国のほうも簡易検査キット等の開発を進められておりますので、通常のインフルエンザで検査するような簡易検査キットがもし開発されれば、そういう体制をぜひ早くつくってまいりたいと思います。

【下条委員】 お疲れさまでございます。できる限り簡潔にご質問させていただきたいと思っております。

まず、川崎委員から今、無症状の方がおられるので、誰でも検査を受けられるような体制という話がありましたので、関連しましてこの質問をさせていただきます。私も非常に注目しておりますのが、4月21日に国立感染症研究所が、発症2日前から患者と接触した人を疫学調査の対象と指針を改定するというような発表がされました。これはかみ砕いて言いますと、今までは、熱やせき等の症状が出た方から感染をするというようなことだったんですけれども、それが変わったというふうに認識をしております。今回、検査体制強化で、LAMP方式導入で非常に検査が拡充するというので、望ましいと思っておりますが、今、川崎委員も言いましたとおり、検査キットが開発されるのであれば、ぜひとも県としても柔軟な考えで対応させていただきたいと思っております。

1 つご紹介したいのが、抗原検査ということ

がございます。これは今、医療政策課長が言われましたように、インフルエンザ等の時に検査をするようなものなんですけれども、まだまだPCR等のように精度がなかなか高くないというふうにあります。こういったことをぜひ考えていただきたいんですけれども、県のご見解をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】 お話がありました抗原検査につきましては、今もインフルエンザ等の検査の手法として広く使われているところがございますが、新型コロナウイルスに関しては、抗原検査の精度がなかなかまだ高くないということで、国のほうが、抗原検査を実際に検査手法として認証できるかどうかというところでまだ検討しているということで理解をしております。今後、民間のいろんなメーカーでこういう開発が進んでこようかと思っておりますので、その状況を注視してまいりたいと思っております。

【下条委員】 感染症拡大防止に必要な医療関係の物資の確保についてお尋ねをいたします。ここで約2億5000万円の予算を用いましてマスク、防護服、ガウン、また輸送用救急車2台というようなものが書かれてありますが、このうちのマスク、防護服、ガウン等が、どのような医療体制のところに配付をされるのかということをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

【伊藤医療政策課長】 先ほどもご答弁させていただきましたが、感染症指定医療機関を中心に、今回の新型コロナウイルスにご対応いただいている医療機関向けに今回の購入を考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。

それでは、そのような感染症指定医療機関のところ以外の個人病院でも、例えば、このよう

な検査の体制であったり、そういったところに寄与したいというような申し出があった場合は、配付は可能でしょうか。

【伊藤医療政策課長】この新型コロナウイルスに対応していただいている医療機関というのは、帰国者・接触者外来を設置していただいている医療機関、あるいは新型コロナウイルスの患者の入院を受け入れていただける医療機関ということで考えておりますので、特に、今、帰国者・接触者外来を設置している医療機関はまだ県内に26しかございませんので、もしご協力いただけるような医療機関があれば、ぜひご対応いただければと思います。帰国者・接触者外来を設置していただければ、こういう防護服等の提供をする対象ということで、すぐに対応してまいりたいと思っております。

【下条委員】ありがとうございます。実際にこういった思いを持たれている方もおられまして、また防護服の不足等が大変感染のリスクを高めるということがございますので、ぜひこういったことも視野に入れていただきたいと思っております。

次は、軽症者向けの宿泊療養施設の確保についてお尋ねいたします。軽症者の受入れなんですけれども、県としましては、検査をした時に、軽症者また無症状の方を全て宿泊施設で収容するというようなお考えでよろしいでしょうか。

【伊藤医療政策課長】軽症者向け宿泊療養施設に入所される方につきましては、まず診療した医師が入院治療の必要がないというご判断をされるということが前提になります。もう一つは、ご本人の希望、どうしても自宅ということであれば、自宅という選択肢もないということではございませんが、希望すれば宿泊施設に入所できる体制を整えてまいりたいと思っております。

【下条委員】では、自宅静養の可能性もあるというふうなことでよろしいでしょうか。

【伊藤医療政策課長】ご本人が希望すれば、自宅療養という選択肢もあろうかと思えます。

【下条委員】自宅静養している方が亡くなるというような報道もあっておりますので、ご本人のご希望ということですがけれども、ぜひ県としましても気がけていただいて、健康管理をしていただきたいと思います。

最後になりますが、介護施設のマスクの配付についてなんですけれども、細かく書いていただいております。職員1人につき1枚以上であったり、そういったことも書いていますが、介護を利用されているご利用者様に対する配付というものは、お考えはないのでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】現在のところ、その事業者の職員向けということで考えているところでございまして、基本的には、介護のケアに当たるに当たりまして、利用者の方々に感染を防止するというスタンスで、まず職員の方々への配付というのを考えているところでございます。

【下条委員】今までは、ご利用者様には一度も配付したことがないのですか。

【尾崎長寿社会課長】県の配付分とは別に、国のほうからの布製マスクを介護施設のほうにも配付しておりまして、そちらのほうにつきましては職員だけではなくて、利用者の方にもご利用いただきたいということで国のほうから配付をいただいているところでございます。県のほうでは、まず施設側の需要も高い職員向けのマスクを調達して配付するというふうなことで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】今、国からということがありましたが、実は、これは非常にうれしい声というこ

とで聞いております。職員の皆さんにはこうやって配付していただきますが、施設を利用される方にはなかなかなかったり、また認知症を患っております、マスクをよく失うというようなことで、マスクの配付というものは非常にありがたいというふうなお声を聞いておりますので、ご利用者様に対するこういった支援というのもぜひ考えていただきたいと思っております。

何にしても、東京で、昨日だったですか、39名の方が高齢者施設で感染ということがありました。非常に様々なこういった施策を行っていただいておりますので、引き続き、介護施設のほうの支援もお願いをしたいと思います。

【深堀分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算にかかる報告議案は、原案のとおり、可決・承認すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時25分 再開

【深堀分科会長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、福祉保健部・こども政策局関係の審査を終了いたします。

引き続き、総務部・教育委員会関係の審査を行います。

しばらく休憩し、2時40分に再開します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時40分 再開

【深堀分科会長】分科会を再開いたします。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【大田総務部長】4月1日付けで総務部長を拝命いたしました大田 圭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日出席の総務部の新任幹部職員は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【池松教育長】本日出席しております教育委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔各幹部職員紹介〕

【池松教育長】以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【深堀分科会長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明をいたします。

お手元の総務部の予算決算委員会文教厚生分

科会関係説明資料をご覧いただければと思います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分でございます。

第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について、今回の補正予算は、国において決定されました「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳出予算につきまして、大学費で2,000万4,000円の増ということでお願いをしております。

この歳出予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

長崎県立大学におきまして、新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、学生が自宅等で授業を受講できるように、双方向の通信が可能となるリアルタイム配信方式というものがございますけれども、こちらによります遠隔授業を実施できる環境を整備するという目的で、遠隔通信用ソフトウェアの導入ですとか、あるいはWebカメラの設置などの必要機材の整備というものに要する経費につきまして計上させていただきます。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】次に、教育長より、予算及び予算にかかる報告議案の説明を求めます。

【池松教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明

資料、教育委員会分をご用意ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告『令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）』」のうち関係部分であります。

はじめに、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金3,025万8,000円の増、歳出予算は、教育総務費2,488万4,000円の増、特別支援学校費4,348万6,000円の増、保健体育費470万1,000円の増、合計7,307万1,000円の増となっており、新型コロナウイルス感染症対応のため、離島留学の寮等において、濃厚接触者が発生した場合に、感染拡大を防止するために民間施設を使用する経費、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実・強化に要する経費、特別支援学校のスクールバス増便に要する経費及び県立学校において必要な保健衛生用品の購入に要する経費を計上しております。

次に、報告第1号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年3月27日付けで専決処分させていただいたものであり、その概要をご報告

いたします。

歳入予算は、諸収入4万8,000円の増、歳出予算は、保健体育費6万5,000円の増となっており、3月の学校休業に伴い、県立学校において、先に徴収していた給食費の保護者への返還に係る振込手数料及び仕入れのキャンセルにより納入業者に発生した損失に対する支援に要する経費を計上しております。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、まずスクールカウンセラー活用事業、併せてスクールソーシャルワーカーもですが、実際、臨時休校が長引いておまして、政府のほうでも、さらなる休校の可能性が高まってきております。私も自宅に中2と小3の娘がおりまして、外にも出られないで自宅で課題を学習しておりますが、やはりストレスというのは日増しに高まっていくし、家族も、なかなか仕事もしながらということで、大変になってくると思います。

そういった中で、やはり心のケアを行うというのは大変重要なことだと思いますし、これがきっかけになって不登校が増えてしまえば、特に、義務教育の段階で学習も遅れていきますので、いろんな不安があると思います。

配置校が300校から383校に拡大をすることによってございますが、まず83校増の根拠と、その選定基準についてお尋ねいたします。

【安永児童生徒支援課長】 スクールカウンセラーについてお答えいたします。本年度当初予算

で300校の配置としているんですけども、もともと本年度、スクールカウンセラーの配置を希望してきた学校が383校ありまして、それを調整する中で、どうしても当初予算では300校しか配置できませんでした。この緊急事態下でありますので、配置できなかった83校への追加配置を最優先と考え、現在採用しているスクールカウンセラーで追加配置をするというところであります。

【松本委員】 もともと希望したけれども、入らなかったところが追加されるということであれば、ニーズがあるので非常に的確だと思うんですが、問題は、通常だったらいいんですけども、今、休校の状態でございまして、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーも、プライベートな課題、問題に対しての話になりますから、通常は、面談して話を聞くわけですよ。相談を受ける、保健室とかで話を聞くものが、学校にも行けない、そしてさらに今、訪問もできないと。だけど、先生もそうですけれども、せっかく配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは学校へ行くと。このような状況の中で、せっかく配置はするんですけども、どのように生徒、児童へのケアを休校期間中、実施していくのか、対応についてお尋ねいたします。

【安永児童生徒支援課長】 学校は、こういう状況であるからこそ、電話連絡や家庭訪問等により、一層子どもたち一人ひとりの理解に努めて、信頼関係づくりを深めているところでありますけれども、この休業下、児童生徒が登校できない場合の心のケアについては、児童生徒や保護者の電話相談とか、場合によっては教職員とともに家庭訪問し、相談を受けるなど、心のケアを一層進めていきたいと考えております。

【松本委員】 ですから、そのところが、黙っていて多くの方がどんどん電話で相談するのかなというところがちょっと気にかかるところであります。配置を増やすのはもちろんいいことだし、学校には先生たちもいらっしゃいます。でも、基本的に家にいなさいと言われてるので、部活も、今は何とかやっていますけれども、その中で、何か困ったことがあったら相談に乗りますよというのを、いかに生徒や児童や親に周知ができるかというところだと思うんです。そこは休校中であっても学校は対応しますよというところをやはり発信して、そして訪問も今後かなり厳しくなると思うんです。よっぽどじゃないと訪問ができない。ましてやスクールソーシャルワーカーの内容というのは、なかなか表に出しにくいところもあるので、そこはまた民生委員のところにもかかわるところではあると思うんですけれども、やはり連携をして、ぜひ子どもたちのために活用されるように対応していただくことを要望いたします。

あと、学校保健新型コロナ対策事業費の部分でございます。470万円ということで、これは県立学校において、非接触体温計や消毒液等の保健衛生用品を購入ということでございます。これはあくまでも県立学校ではございますが、470万円という予算で、どれくらいの量を、何校に今回配付を計画しているのか、お尋ねをいたします。

【松崎体育保健課長】 今回、学校再開に向けた各学校における感染症対策のために必要な衛生用品を計上しておりますが、その内訳としては、非接触型の体温計、これは1校当たり2個、消毒液、5kg入りなのでございますけれども、これを1校当たり5個、それと石けん、これは1学級当たり2個、主なものは、そういうことで計上しております。

【松本委員】 確かに熱が37度以上あったら保健室だったり、病院に行かなければいけないし、その体温計も必要になるし、石けんや消毒液は必要だと思いますが、この配付したもので、あとどれくらいの期間もつのか、今回はそれでいいかもしれないけれども、今後はどういうふうに対応するのか、プロパーの商品が入ってくるのか、その辺に対してはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

【松崎体育保健課長】 例えば、消毒液については、5kg1箱で、1回あたり10mlを100倍に薄めて使用しますので、1箱当たり500回使えるという計算になります。学校は大規模校、小規模校とかありますけれども、少なくとも、およそ半年ぐらいい使えるのではないかと見ております。石けんについても、1クラス当たり2個を計上しております。通常、例年であれば、各学校への配分予算の中で、こういう保健衛生用品を年度始めに一括して調達するのですが、現実では購入できないという状況でございます。我々も今回、予算を計上する上で、例えば、購入が可能かどうかと幾つか地区に聞いてみました。例えば、体温計については、時間がかかるけれども、全く買えない状況ではないということも聞いておりますので、この議案が成立した暁には、速やかに対処したいと思っております。

【松本委員】 学校によってあるところとないところがあっては困りますので、こういう形で一括で仕入れていただくと平等に集まりますし、半年間も余裕があれば当面の対応はできると思いますので、速やかに配付いただきたいと思えます。

最後に、県立大学なんですけど、リアルタイム配信方式の遠隔授業の実施ということでございます。文部科学省も、ネットでのG I G Aの授

業というのは検討しているということですが、今も民間でもやっていますし、様々なやり方はあると思うんですけれども、今回は授業ということになっております。したがって、今は休校中でございますが、この遠隔授業は、授業であれば生徒全員が見ることになりますし、もちろん出席もとらなければいけないわけでございます。その辺はどのように計画しているのか、生徒全員が果たして見れるのか、そして出席のチェックとかがスムーズにできるのかというその辺も含めまして、導入に係る経費だと思っておりますが、実施に至っての計画をお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】県立大学においては、感染の拡大傾向を踏まえて5月6日まで休校しているところでございますけれども、授業再開に当たっては、感染防止対策ということで、遠隔授業を計画しているところでございます。現状では、学生全員が対応できる遠隔授業というのは、資料や動画を一方的に配信するオンデマンド方式というものでございますけれども、語学とか演習等の授業では双方向のやり取りが必要になるということもあって、この方式に対応できない学生が大体400から450名くらいおまして、その方々が対応可能になるように、今回、機器の整備を行うように考えているところでございます。

出席については、リアルタイムでいつでもできる学生については画面で確認できると思うんですけれども、まだ片側でしか受信できないような学生については、多分、メール等の方式をとって適切に確認するものと考えております。

【松本委員】すごく画期的なことだと思うんです。家にいなくても、別のところでもオンデマンドで授業が受けられるということであれば、大学生にとっても非常に有益だと思うし、事情があって実家に帰る方も、そこで受けることも

できると思うんです。ただ、かなりの人数ですから、今は余りないと思いますけれども、ネット環境のない学生さんの場合は、結局、その部分で実費がかかってしまうと思うんですけれども、そういった学生に対しての対応は、どのように考えているのでしょうか。

【門池学事振興課長】県立大学がこの4月に学生に対するアンケートを実施しているんですけれども、ほぼ全ての学生がパソコンまたはスマートフォンを所有しているということと、それから約9割が無線LANを使用しているということがございます。遠隔授業の実施に当たっては、文部科学省から大学に対して、オンライン教材の低容量化であったり、回線が空いている時間を活用して学生に対する配慮を行うようにといったようも通知もなされておりますので、それを踏まえて大学は対応するものと考えております。

通信環境の契約形態については、学生それぞれあるんですけれども、このアンケートでは、約9割の学生が使用量の上限なし、容量上限なしであったり、30ギガバイト以上の容量を持っているという結果が得られておりますけれども、それ以外の通信環境が十分でない学生に対しましては、大学が所有しているモバイル端末の対応等も検討しているところであり、学生の負担軽減には努めていきたいと考えております。

【松本委員】答弁にありましたとおり、ほとんどはネット環境はそろっていると思いますけれども、ただ契約状況は違うと思うんです。だから、恐らくZoomを使うと思いますけれども、それができる状態の端末を持っている人と持っていない人がいると思います。これは学校の都合ですることありますから、やはり機器の対応等も、受けられない生徒が出ないようにしっ

かり対応していただいて、これがしっかりできれば、今後、長期化した時にも、学校の授業を休まずに受けることができますので、こういう県立大学での取組というのは非常にいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

【堀江委員】横長資料7ページのいじめ不登校対策事業、そして感染症緊急対策の横長資料の14ページに基づいて質問したいと思います。スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、総額1,850万円のこの補正の中身を改めてお尋ねしたいと思います。松本委員とのやり取りの中で、スクールカウンセラーについては、現在採用しているスクールカウンセラーで追加配置と言われましたが、その意味は、当初予算の中で、105名で300校を1人平均2.何校で対応していますよということで、この人数は増えないんだけど、1人が受け持つ学校数は増えるということなのか。それから、スクールソーシャルワーカーについては勤務時間を延長しますと。6時間の週3回を7時間の週3回にしますということで、言わば勤務時間の延長ですね。そうすると、スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも、要は、人は増やさないで配置校を増やす、あるいは勤務時間を延長するということなのか、それとも人を増やすということなのか、1,850万円のの中身をより教えていただきたいと思います。

【安永児童生徒支援課長】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも人員を増員するという考え方ではなく、今任用しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで配置をしていくということで考えております。

【堀江委員】つまり、人員を増やさずに、それ

ぞれのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの受持ち学校それから勤務時間を増やすということなんですけれども、そこで、先ほど松本委員も、休校中でどういうふうにするのかという質疑の中で、保護者への電話、それから家庭訪問とかで学校と力を合わせてやりますというような対応だったのですが、具体的に、こういう事例の場合はどういうふうにするのか、もし把握をしていたら教えてほしいんですけれども、今回のクルーズ船のコロナ対策について、香焼町の住民の方が中村知事に対し、ある団体の皆さんが要望しています。この中では、乗組員が乗下船されていたということを受けて、今、香焼町の住民は、近所の病院やスーパー、コンビニで見かけた、バス停にいた、飲食を伴う外出をしていたなどのうわさが飛び交い、胸を締めつけられるような不安で眠れない日々を送っていますと。町内の商店で風評被害が広がるのではないかと、それから住民や子どもがいわれのない差別と偏見を持った言動で苦しめられるのではないかと危機感を抱いています。今回のクルーズ船の対応につきましては、住民の皆さんは、保護者もそうですけれども、子どもたちもいろんな意味で不安な毎日を過ごしているんですが、今回の補正は、コロナの影響も、感染症に伴っての心のケアの対策でもあると思うんですけれども、実際に今、休校中なんですけれども、こういった対応というのは、具体的に対応できるのか、あるいは対応しようとしているのか、把握しておられたら教えていただきたいと思います。

【安永児童生徒支援課長】今回の香焼町の件については、今のところ、具体的に把握しておりません。ただ、今後、こういう事案等が学校や市町の教育委員会から具体的に相談されれば、

それについてはもちろんSC、SSW、学校の教職員と協力して子どもたちの心のケアについては万全を尽くすという考えはあります。

具体的に、例えば、そういう子どもたちのケアについては、学校が把握した子どもたちをSCの派遣で対応するとか、配置で対応する、あるいは電話相談で対応する、または学校の教職員が地域の小集団を集めて、学校医と協力しながら安全情報を発信していくとか、そういういろんな角度から支援をしていければと考えております。

【堀江委員】具体的な内容を取り出して申し訳なかったのですが、要は、今回、希望する全ての学校にスクールカウンセラーを配置するということは私も大いに評価したいと思います、しかし、抱える学校数が増えていくということ、それはいわゆる相談にしても、電話にしても、この時間でと区切れる問題ではないと思っておりますので、非常に難しい問題だと一方で思います。こういうふうな風評被害も含めて出た場合に、どういうふうに対応するかということにつきましては、長崎市教育委員会と連携をしながら、私が申し上げるまでもないのですが、子どもたちの不安を解消するような方向を取っていただきたいということをこの機会に申し上げたいと思います。

【深堀分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【川崎委員】報告第1号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」の件で、専決の分なんです、学校給食実施費、補正額は僅かな額なんですけれども、確認いたします。補正を含めたところで2億1,611万5,000円、この内容は、学校給食費の保護者への返還に係る振込手数料及び納入業者に発生した損失に対する支援ということでありましたが、まずこの内訳をお

知らせください。

【松崎体育保健課長】委員ご指摘の専決事項につきましては、今年の3月10日に示されました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾における3月2日からの学校休業要請に伴うものでございます。この6万5,000円の内訳は、今ありましたように、先に徴収していた給食費の保護者への返還手数料が1万4,000円、給食納入業者の損失額が5万1,000円、合計6万5,000円を計上しているという状況でした。

【川崎委員】2億1,611万5,000円のほうも今お尋ねするのは可能ですか。

【松崎体育保健課長】令和元年度のこの2億1,605万円の予算ですが、主なものは、県立学校18校における学校給食調理業務の委託がほとんどでございます。

【川崎委員】分かりました。調理業務の委託の分ですね。

そうしますと、要は、また新たに休校が延長もされましたし、報道を見ていると、これがさらに緊急事態宣言もあと1か月ぐらいはというようなこともあっている中において、様々今から検討されていかなければいけないと思うんですが、納入業者に発生した損失という部分について、恐らく、現場では大変な状況なんだろうと思っております。そういった中において、今後のことですけれども、考え方だけお知らせいただきたいんです。納入業者に対して、何を損失の補填ということで整理をされているのか、お尋ねいたします。

【松崎体育保健課長】3月の第2弾の中では、この5万1,000円の経緯を簡単にお話しすれば、本県において給食を予定しておったわけですが、特別支援学校2校において、その休業において、業者が給食の食材として準備をして

おったものの、それが学校に納入されなかったという事案でございました。結果的には、業者側がほかに転売できたということで、結論を言えば損失はなかったというのが今回のこの事案なんですけれども、今後のことについては、国もまだ明確にはしておりませんが、3月の第2弾の中の1つのメニューとして、今月上旬に、業者の収入の見込みについてもこの損失補填に該当するという国の見解がございましたので、今、私どもは調整をしているところでございます。

【川崎委員】 県教育委員会だから、その範疇だと重々承知をしているのですが、その考え方は市町にも及びますでしょうか。

【松崎体育保健課長】 給食の設置者ですので、市町にも及びます。

【深堀分科会長】 ほかに、質疑はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまでございます。

1点だけ伺いさせていただきます。先ほどからも質疑があったんですけれども、学校保健新型コロナ対策事業費について伺いいたします。内訳は先ほどご答弁いただいたと思うんですが、2月からの質疑の中で、県立学校においてはマスクの備蓄がないと。今回の補正予算でも、マスクを購入する予定はない、それでよろしいでしょうか。

【松崎体育保健課長】 マスクの考え方ですけれども、まず個人が使うマスクについては、今回、国から児童生徒そして教職員に対して1人2枚提供されることになっております。マスクについては、国も見解を示しておりますけれども、各家庭で準備するものと我々も考えております。しかしながら、現在、マスクの調達が困難な状況にあります。新聞報道でもありますけれども、各学校の教育活動の中でのマスク作りの取組とか、地域の保護者とか、福祉、教育関係団体に

おける手作りマスク作りなど、そういう動きが浸透してきているという状況にあります。県教育委員会においても、マスクの調達が困難な状況にありますので、各学校に対して、手作りマスクの作り方の動画を周知するなどの支援を行っております。

備蓄用のマスクについては、今回、コロナ対策本部において、全ての公立学校に対して配付をするということですので、今、その数についても調整を行っているところでございます。

【赤木委員】 現状は、よくわかりました。

まだ今、休校中ですが、始まった場合は、まだ配付されていない家庭においては手作りのマスクをつけて登校されるというケースは多々考えられると思うんですが、私の元には、まだ休校になる前に、手作りのマスクをつけて、それが白ではなかった、色がついていたことで注意を受けたと。そういったことが長崎県においてははないというふうに指針を定めていただきたいと思いますと思うんですが、そういったお考えはないでしょうか。

【狩野高校教育課長】 マスクの色云々ではなくて、本質は、自分の健康を守っていくということですので、本来、マスクは白でなければいけないということ自体おかしいだろうと思っております。そのことにつきましては、学校長を通してお知らせしたいと思っております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

マスクもそうですけれども、なかなか私でも調達がしづらい状況がまだ続きますので、ぜひともご理解を賜りたいと思っておりますので、それを学校の中でも周知していただくよう、よろしく願いいたします。

【中山委員】 1点だけお尋ねします。スクールカウンセラー活用事業についてでありますけれ

ども、松本委員と堀江委員からもありましたので、事業概要については理解しました。ただ、心配しているのですが、実は、今度の2月定例会が済んでから小学校、中学校、何件か訪問して、直接校長先生に、児童生徒の連絡等はどうかやっているのかという問題等について1時間半程度お話を聞かせていただきましたが、スクールカウンセラーについて、配置されて、非常にありがたいという話がありました。

その中で、1週間に1日配置されているということで、相談できる生徒が5人から6人しかいませんという話がございまして、うちの学校には30人ぐらいいるんですよということで、ぜひスクールカウンセラーを増やしていただけないだろうかという強い思いが寄せられたところでございます。併せて松本委員、堀江委員からもありましたように、これだけ長い間、学校を休んでいるので、再開に当たっては、やはりスクールカウンセラーの需要が、ものすごく大きくなると思います。ここをスムーズに導入できないと、その分だけ教職員の負担が大きくなっていくと考えており、この辺の取組をもう少し強化することができないか、ご意見を賜りたいと思います。

【安永児童生徒支援課長】スクールカウンセラーの配置、派遣については、これまでもいるなどところで要望等を承っているところであります。我々としても、最大限学校にスクールカウンセラーを配置して、子どもたちの心のケアに努めていきたいと思っています。例年、目標値を定めて、令和5年度までに300校配置ということで数値目標を立てておりましたが、本年度、拠点校、エリア校といったいろいろな工夫をして、昨年度から10校増やして300校に配置しているところであります。厳しい財政等の

状況の中で調整をしていくわけですが、私たちとしても、学校の悩みや子どもたちの心のケアを第一に考えて、今後も配置校を増やしていきたいと考えております。

【中山委員】ぜひ対応していただかなければならないわけです。今は、明らかに100年に1回あるかないかの非常事態です。そうすると、県下の児童生徒をどういう形で学校に復帰させるか、これは非常に大きな課題であります。先生方も考えていると思いますが、スクールカウンセラーという業務があるのですから、ぜひ申し上げたいのは、今の体制では、なかなかスムーズにいきにくいのではないかと私は直感しています。問題が起きてからでは遅いわけです。学校をいつから始めるかということが一つの鍵になってくると思いますし、それと併せて、国が緊急事態宣言をどこまで延ばすかという問題もあると思いますが、私は、6月定例会が9月定例会で補正を組んで、スクールカウンセラーの充実をして、相談体制を強化してもらいたいと強く思います。初めての提案でございますから、答弁がどこまでできるかわかりませんが、そういう気持ちがありますので、担当課長に答弁いただきたいと考えております。

【安永児童生徒支援課長】今後、感染拡大の終息も含めて、子どもたちの心のケアが必要な状況が続くようであれば、もちろん補正予算の計上と並行しながらスクールカウンセラーの増員等も考えていかなければいけないと思っておりますし、この緊急事態下でありますので、人員の確保についても、教職員のOBとか、スクールカウンセラーに準ずる資格を有する者を緊急的に確保しながら対応していきたいと思っております。

【中山委員】それと併せて、休業中に生徒とどのような形で連絡していますかというのは、ほ

とんどメールでやっている。電話ではできないのですかと言ったら、電話も設置していないところもあり、電話ではほとんどできない。そういった面では、十分に生徒等の状況を把握しているのかというような感じがしてならないわけです。

そこで、少し時間があるので、ぜひ、校長先生を含めて、学校の状況をもう一回把握して、その中で、必要であれば、果敢に対応すべきだと考えております。ぜひ、状況調査を少し詳しく、丁寧にやっていただいて、万全の態勢で子どもを受け入れていく状況をつくっていただきますように要望しておきたいと思います。

【深堀分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び予算にかかる報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び予算にかかる報告議案は、原案のとおり、可決・承認すべきものと決定されました。

審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時21分 再開

【深堀分科会長】分科会を再開いたします。

以上で本分科会関係の案件の審査は、全て終了しました。

これをもって、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時22分 閉会

委 員 長 深 堀 ひろし

副 委 員 長 石 本 政 弘

署 名 委 員 中 村 和 弥

署 名 委 員 下 条 博 文

書 記 満 川 寿美代

書 記 河 内 隆 志

速 記 (有)長崎速記センター